

氷見市液状化対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和6年能登半島地震により液状化被害を受けた地区における被害状況の調査分析、液状化対策事業計画の策定及び液状化対策事業の実施にあたり、その安全性、経済性等の妥当性について地盤の液状化に関する専門家等の意見を反映させるため、氷見市液状化対策検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、氷見市の液状化対策実施にあたり、次の各号に掲げる事項について協議及び検討を行うものとする。

- (1) 液状化被害の調査方法に関すること。
- (2) 液状化の発生原因に関すること。
- (3) 再液状化に関すること。
- (4) 液状化対策工法に関すること。
- (5) 液状化対策事業計画に関すること。
- (6) 液状化対策事業の実施に関すること。
- (6) その他液状化対策の実施にあたり、必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、地盤の液状化に関する専門家その他学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から液状化対策事業が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の総数の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。